

秋田工業用水道の管理に関するサウンディング型市場調査に係る サウンディング結果（概要）の公表について

令和5年11月28日
秋田県産業労働部公営企業課

1. サウンディング実施の経緯

秋田工業用水道は平成19年度から経営の効率化のため、民間事業者のノウハウ及び能力を活用した指定管理者制度による管理運営を行っており、現在は第4期目（令和2年度～令和6年度）であります。

施設については、昭和46年7月の供給開始から50年以上経過しており、長期整備方針に基づいた老朽化による更新・改修事業の見直しや維持管理費の増加が課題となっており、一層の経営の効率化や経費の削減が求められています。

本調査においては、公募要件に関することや効率的な管理運営と工業用水道事業全体における経費の削減に繋がる手法等について、幅広く検討するため民間事業者の意見・提案等を募る目的でサウンディングを実施しました。

2. サウンディング実施スケジュール

令和5年 7月 5日	サウンディング実施要領の公表
令和5年 7月26日	説明会の開催
令和5年 9月 6日	サウンディングの実施
令和5年11月28日	サウンディング結果（概要）の公表

3. サウンディングの参加者

サウンディング参加者 1者

4. サウンディング結果の概要

項目	参加者からのご提案・ご意見等
効果的な指定期間の設定年数についての意見	<p>○物価上昇を考慮した指定管理期間10年について</p> <ul style="list-style-type: none">・契約を10年間担保されるので、その間で教育や次の担い手を習熟させるための期間としても長いスパンの方が提案しやすい。・民間としては長ければ長いほど教育や若手育成にメリットが大きい。・一方、物価上昇に伴うコスト（薬品費、人件費等）の上昇は、指定期間が長くなるに比例してリスクが大きくなり、10年間はデメリットになってくるため、物価水準の変動時等において指定管理料を変更して欲しい。・指定管理料の変更については、例えば、5年に一度、見直しを行うものとしたり、急激な物価上昇などある場合は5年に一度に限らず見直しを行う等、基準を設けて、その基準以上であれば変更するなどといった自治体もある。・公募時に物価水準の変動時等の指定管理料の変更の考え方について示して欲しいとともに、変更に係る条文を設けて欲しい。
危機管理体制の確認・提案	<p>○災害対応について</p> <ul style="list-style-type: none">・昨年度、山形県の下水道浄化センターにおいて、大雨により施設が浸水し大半の機器が機能を失った際、発注者の依頼により場内

	<p>の水抜き作業、清掃作業、機器の絶縁状況の確認、モーターの水抜き乾燥作業などの仮復旧作業を実施し、水質基準を順守した水処理が再開できた。なお、この時、約1ヶ月間で延べ200人を超える作業員を現場に集結させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田工業用水道においても災害時には同様の対応が可能である。
<p>収益の向上（給水料金など）に繋がることの提案</p>	<p>○工業用水の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に秋田市内の工事業者より、工事で使用する水に工業用水を使えないかの相談を受けたことがあったので、浄水場敷地内での販売（量り売り）が出来れば収益の向上に繋がると考える。 <p>○小水力発電の導入検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊共同企業体の構成企業は、河川に導入した実績がある。 ・秋田工業用水道においても小水力発電を導入できれば、売電による収益向上、または、エネルギー消費量の縮減を図ることが可能と考える。
<p>第二種電気主任技術者を指定管理者で専任する要件とする場合の意見、条件</p>	<p>○第二種電気主任技術者の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模再エネ設備をはじめとした対象施設の増加により、第二種電気主任技術者の担い手の確保は、民間事業においても厳しい状況から、指定管理においても有資格者の配置は難しいものと考ええる。 ・現在、申請で取得可能な条件を満たしている者はいるが、仮に取得したとしても、急な病気など不測の事態が起きた場合にバックアップとなる2人目の配置ができない。継続した配置は難しい。
<p>浄水場内の電気使用料金を指定管理者で支払うことを要件とする場合についての意見、条件</p>	<p>○電気使用料金の支払いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が支払う場合は、昨今の電気料金は乱高下が著しく激しいことから実費精算として欲しい。 ・ただし、実費精算であれば、そもそも指定管理者側に電気料金を支払うメリットがないため、指定管理外としてはどうかとは考える。なお、指定管理者で支払うことを拒むものではない。 ・実費精算でない場合はリスクが高くて出来ないのではないかと考える。

5. サウンディング結果を踏まえた今後の方針

今回のサウンディングにより、結果の概要のほか、経費やエネルギー消費量の縮減等について、多くのご意見・ご提案をいただきました。

今後、今回のサウンディングの結果を踏まえ、公募条件の整理や効率的な管理運営手法等について、具体的な検討を進めてまいります。